

Title	厚生経済学と民主主義プロセス
Sub Title	Welfare economics and democratic procedure
Author	加藤, 寛 丸尾, 直美
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1963
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.56, No.3 (1963. 3) ,p.199(1)- 213(15)
JaLC DOI	10.14991/001.19630301-0001
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19630301-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

新刊紹介

- 富塚良三著『恐慌論研究』……………井村喜代子 90
二野瓶徳夫著『漁業構造の史的展開』……………高山隆三 91
（古島敏雄監修・近代土地制度史研究叢書・第四巻）
小島清著『EECの経済学』……………深海博明 92
F・A・ルツ著『利子論』……………松浦保 93
城島国弘訳
磯部喜一編『中小企業の経済・経営・労務』……………佐藤芳雄 94
——中小企業叢書Ⅷ——

厚生経済学と民主主義プロセス

加藤 寛
丸尾 直美

従来、経済政策の目的とするところは「厚生」という言葉であらわされるのが常であった。そしてこの厚生という言葉をも最も明瞭に政策の目的としてかかげ、その達成のための手段を分析したのは、周知のようにA・C・ピグウによって代表される。しかしその後の彼に対するロビンズを始めとする人々の批判が示すように、ピグウの体系は非常に大胆な仮定の上に立っている。すなわち第一に、社会的厚生は個人的厚生の総和であり、第二に実質所得は効用通減法則にしたがい、個人間および異時点間の比較が可能であるという仮定である。

純理論派はピグウのこの仮定の大胆さを追及したが、ピグウはいささかもひるまなかつた。ピグウにとっては、効用は外的な貨幣によって可測され得るし、個人間の比較も平均的・類似的人間を想定することこそ、現実的思考なのであり、これなくしては何の政策的判断もなし得ないと確信されていたからであろう。なるほどその後の厚生経済学は、「厚生」という言葉から、価値判断をえぐり出し、それを除くことに集中したため、果実をもたらさない経済学になっていったといわざる

を得ない。

たとえばホテリング、カルドア、ヒックス、シトフスキーたちは、効用比較を不可能とするから、厚生増大を生産面でのみ考え、分配面には「もし変化がなければ」という条件を付加する。すなわち、もしすべての個人の実質所得が増加するか、もしくは、他の個人の状態は不変として、一個人の実質所得が増加するならば厚生は増大したことになる。しかし現実には分配の変化なしに実質所得の変化がおこることはまれである。そこでカルドアは、損失をこうむった者が利益を得た人びとから補償してもらってなお誰かが利益を得ているなら、厚生を増大といえるという補償原理を提案した。こうした補償が実行されるべきか否かは所得分配に関する問題で経済学者には論ずることができないが、補償措置がおこなわれるならばと仮定して判定基準とすることができるといっているのである。

しかしシトフスキーが指摘しているように、補償が仮設的である場合、補償を支払われない損失者によってその政策の実現を阻止される可能性があり、結局は分配面を放置して生産面からのみ厚生を論ずることは机上の空論といってよく、その限り、この考え方の不毛性がいわれるのである。

そこでリトルは、生産効果と分配効果との密接不可分に注目して総合的な判断を提案している。リトルについてはすでに多くの研究がなされているので、ここではただ次のことを指摘するにとどめたい。

(注) たとえば、熊谷尚夫・田村泰夫・五井一雄諸氏の論文を参照されたい。

リトルは厚生増加の十分基準を「ある経済的变化が富の有利な分配をもたらし、かつこの変化に反対する潜在的損失者が潜在的受益者を有利に買収し得ない場合には、この経済的变化は望ましい」としたのであるが、この意味は、所得再分配の効果判定されなければ政策の可否は決定されないということであり、その限りでは、ピグウ第二命題の実質的復活といえよう。かくて厚生経済学は実践的・現実的となり、経済的平等を厚生増大の観点から経済的に主張することになる。

しかしながらこれでもまだ厚生経済学の非実践性は回復されていないのである。このリトルの提案が実践的であるためには、所得再分配の可否を判定するのは誰であるか、そしていかなる分配状態が経済的平等・実質所得の均等化に対応しているかを定めねばならないのである。この場合リトルは、個人間の比較を集団または平均的個人に翻訳することによって解決しようとする。この考え方はすでに述べたようにピグウの堅持する立場である。しかしこうした解決のしかたは、個人個人にいろいろの判断があり、しかもそれが経済的のみならず非経済的要因も含んだものであるからこそ、政策的判断の困難さがあるという問題を忘れてしまっているといってもよいであろう。リトルが価値の含意をもたない厚生概念の技術化を排斥する点が高く評価できるが、それを単に強調するのみでは解決にはならない。あい対立し、あるいはあい矛盾する基準を比較検討することは重要なことではあるが、結局はその背後に成立する価値の選択がなければならぬのである。

グラフの試みは、リトル流の厚生判断が現実の民主主義社会でどのように成立するかを追求したものといえよう。すなわち、種々なる経済的状況についての社会的順序づけ、種々なる分配状態についての社会的順序づけが与えられない場合に、ある経済的变化についての「人気」popularityをとり入れることによって、分配に関する判断にしようとする。ここでグラフは、経済的变化による利得者や損失者の数を比較したり、その変化の賛成者や反対者の数を、主に与論の標本調査によって比較することを提案し、過半数の支持を得れば、それは人気のあるものと判断される。

(注) J. de V. Graaff: On Making a Recommendation in a Democracy, "The Economic Journal", June, 1962.

これについては、柏崎利之輔氏の詳細な紹介がある。「民主主義社会における厚生基準」(「早稲田政治経済学雑誌」一七七号)

この考え方は、リトルの提出した判定を、政治的な手続きに組みあわせることによって、経済的变化についての勧告の基礎を一般に受けいれ易いものとした点で興味ある方向といえよう。しかしこの場合、ここから導きだされた勧告は、政治的手続きによって得られた結論と経済学的な効率から得られた結論との一致点を示すものではない。この相互の関係が明らかに

ならなければ、厚生経済学の実践性はなお回復されないのである。厚生経済学が倫理的判断から自由でありえないということから生ずる困難は、その勧告が、どれほど広く受け入れられ、そして確定的な勧告たり得るのかということである。

二

そこで厚生経済学を発展させるためには、厚生経済学本来の実践性を回復することが必要である。それはどうしたら可能だろうか。

この間に対する答えは二つある。一つは、厚生経済学を、その微視的静態論から解放して、巨視動態的な厚生経済学を確立することである。ケインズ理論は経済理論を巨視的な方向に発展させ、その後の巨視動態的な成長理論への道を開いた。かくて近代経済学は、かつての価格分析を中心とするミクロの世界から解放され、実践的な理論として発展してきた。ところが、この巨視動態革命の中に取り残されたいくつかの分野があった。その一つが厚生経済学であった。厚生経済学を巨視動態化するといっても、もちろん、これまでのミクロ的分析用具や能率基準が無用だというのではない。われわれはミクロ的分析の有益である場合の少なくないことを否定するつもりはない。ただ、巨視動態的分析方法と巨視動態的な厚生基準を主として用いるほうが、経済政策上の思考用具としてより有益だといいたいのである。

一般に厚生経済学は、成長・平等・安定を目標としてかかがるのが常であるが、先にみたように、これらは一義的に両立するものではない。むしろ、われわれからいわせれば、これらの相互関係を分析し、相互の相剋を減少させて、そのいずれをも増進させてゆけるような政策の方向を明らかにすることこそ、今日の厚生経済学の課題であると考えている。

しかし、このように述べてはみたものの、成長・安定・平等・経済外的厚生増進という四つの命題の相剋関係は、政策遂行に際して排除しきれない。他のいずれをも害さないで一つまたはいくつかの目的だけを増進させることは事実上困難で

ある。そのような困難を緩和する手段として、「補償の原理」は役に立つであろうが、すでに述べたように補償の原理はどんな場合にも適用できるものではない。むしろ実際には適用できない場合のほうが多いともいえるのである。

したがって、ある経済的变化をもたらす政策を行なうかどうかということ、そしてそれをどのような形で行なうかを決めるのは、結局において、社会的選択の問題になる。社会的選択とは、言葉を変えていえば、結局、民主主義的なプロセスを通じての政策選択ということである。かくて、厚生経済学と民主主義原理との結合は必然的といえる。このような方向への発展は、既に社会的厚生函数論によって示唆され、アロウなどによって発展させられてきている。だが、これまでのところでは、民主主義プロセスないし社会的選択の過程はあまりにも形式論的に扱われてきているので、現実の政策の場における民主主義機構との関連はいまのままに残されている。われわれが問題としたいのはこの点である。われわれは、厚生経済学によって提起された社会的選択と民主主義プロセスの問題を発展させ、更には現実の民主主義制度との関連を考えてみたいと思う。厚生経済学が実践的政策の指針となるためには、社会的選択と民主主義プロセスの問題も現実の経済・政治機構における問題として考えることが必要であろう。このような方向に厚生経済学を発展させることが、現代厚生経済学の第二の課題である。

われわれは先にこのような考えから、巨視動態的厚生経済学の見地に立って、経済成長・安定・平等の相互関係を検討した*。また、社会的選択と民主主義プロセスの問題をも発展させることを試みてきた*。本稿は、この後者の試みを一層展開しようとの意図から書かれたものである。幸い最近になって、英米においても、厚生経済学と民主主義の関係への関心が高まり、興味ある研究が出てきている。われわれも、こうした研究の成果を摂取しつつ、厚生経済学と民主主義の関係という問題を考えてみようと思う。

* 加藤・原・丸尾共著「現代経済政策の理論」東洋経済新報社、一九六二年。

*** 加藤寛稿『政策決定プロセスの考察』三田学会雑誌、三十三年三月。
 *** Leibenstein: Notes on Welfare Economics and the Theory of Democracy (Economic Journal, June 1962).
 なおすべてがわれわれの紹介したものではない。
 K. Arrow: Social Choice and Individual Values, 1951.
 J. Buchanan: Positive Economics, Welfare Economics and Political Economy, "Journal of Law and Economics," Oct. 1959.
 Duncan Black, The Theory of Committees and Elections, 1958.
 Gordon Tullock, Problems of Majority Voting, "Journal of Political Economy," Dec. 1959.
 A. Downs, An Economic Theory of Political Action in a Democracy, "Journal of Political Economy," Apr. 1957.
 Ibid., An Economic Theory of Democracy, 1957.

三

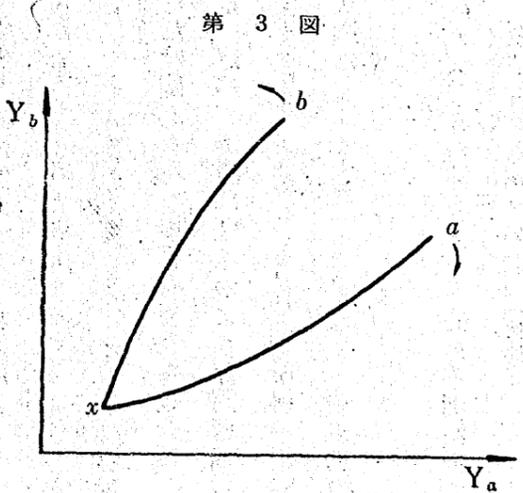
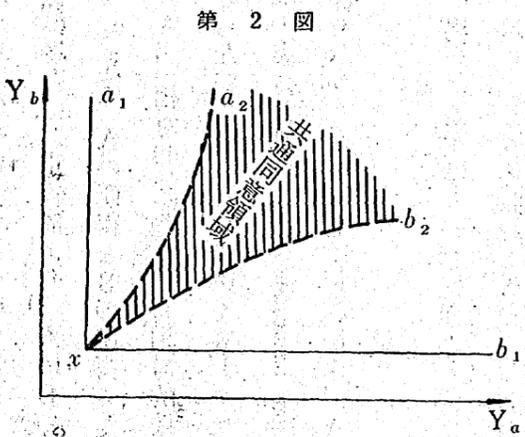
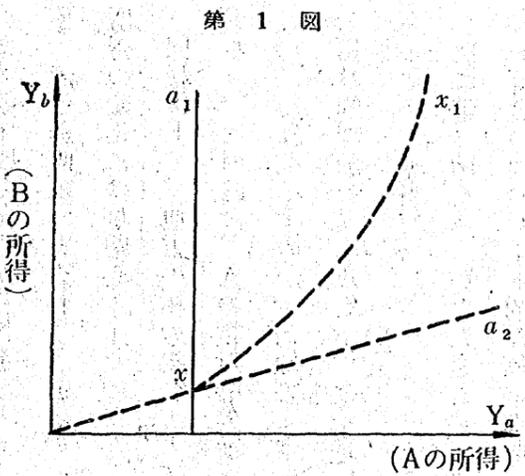
現代の社会では、政府の経済生活への介入はいろいろな面で大きくなっている。ところが、この政府がどのような経済政策を選んだらよいかという点についての思考用具は極めて貧弱である。ライベンシュタインは、この点に注目し、厚生経済学こそ、この「経済政策選択の問題を扱う思考用具である」(二九九頁)という。

ライベンシュタインは、所謂民主主義——非少数者原則 (non-minority rule) ——と現代厚生経済学の厚生基準の関係に注目し、両者に共通する投票 (voting) の問題をとりあげている。この種の問題が既にアロウ等によって検討されてきていることは既に述べたとおりであるが、ライベンシュタインは独自の問題を提示している。それは、非少数者原理という意味での民主主義の原則が現代厚生経済学の経済選択基準と合致しているかどうかという問題である。

この問題に入るために、彼はまず、厚生経済学における政策選択の基準とされるパレート基準の検討から始める。パレート基準によれば、SとTという二つの経済状態がある場合、すべてのものがTよりSを选好すれば、SはTより高い厚生水準にあるとみなされる。また、すべてのもののうち一人だけがSをより选好するだけでも、SはTより高い厚生水準にあるといわれる。しかし、その場合、相对所得の変化(すなわち分配関係の変化)の影響が考慮されているかどうか明らかでない。そこで彼は、相对所得の変化を考慮に入れて、三つの場合を考える。(1)第一は各人が自己の所得だけを考え、相对所得の変化を気にしないような純パレートの場合である。(2)第二はその逆で、各人が絶対的所得水準でなく、相对的分前だけを考

える場合である。(3)第三はこの両端の中間であり、各人が絶対的水準と相对的水準をとともに考慮する折衷的な場合である。実際には、この第三の場合のようになるのが普通であろう。

この辺のところの関係を、ライベンシュタインの図によって示すと、第1図のようになる。この図の横軸は個人Aの所得を、縦軸は個人Bの所得を表わしている。



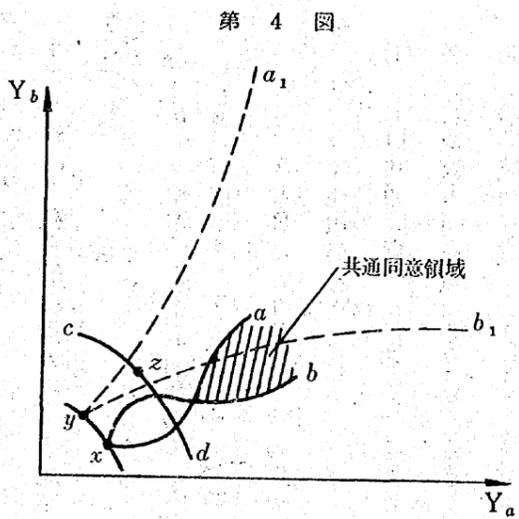
まず第1図の x 点から出発することにする。 a_1 は純パレートの無差別曲線を示し、 a_2 は個人Aの「相対所得 (Share of the pie) 無差別曲線」を表わす。前者の a_1 線の場合は、定義により、AはBの所得がどうなろうと関心がない——すなわち相対所得の変化には無関心——なのだから、 a_1x は、Aの所得とBの所得（それに対してAは無関心である）との軌跡を示す。同様に、他方の極の場合として、Aが「相対的分前」ないし相対的地位にだけ関心を持つ場合を考えた場合が、 $x a_2$ 線であり、この線は、Aの相対的分前が変らないような点の軌跡を表わしている。だが、実際にはこのような両極端の中間であり、これを示すのが $x a_1$ 線のような「折衷無差別曲線」(compromise indifference curve)である。これは、所得の絶対的增加と相対的增加の妥協点を示す無差別曲線であり、この線上にあるとき、Aの状態は（よくも悪くもならない）無差別の状態にあることを意味する。

次に第2図をみていただきたい。この場合にもやはり x を初期点とする。 a_1x は、Aの純パレートの無差別曲線であり、 b_1x はBの純パレートの無差別曲線であり、これら曲線上の点（ x 以外は）及び b_1x と a_1x の間の領域は、パレートの意味では、 x 点よりもより高い選好点のはずである。だが、相対所得をも考慮に入れた「折衷無差別曲線」を考えると、そうはいえない。その場合には a_2x の下側と b_2x の上側だけが x 点よりも高い選好点になる。この領域はA・Bの状態がともに良くなる領域なので、 x 点からその領域に進むことをAもBもともに同意する。だがこの領域（斜線の部分）は「共通同意領域」といってよいだろう。この $a_2x b_2x$ によって劃される領域は、純パレートの意味で、 x 点よりも選好される領域（ $a_1x b_1x$ で劃される）よりも狭い。そしてこれが実際の選好領域であるとするならば、一方の所得が不変のままであり、他方の者の所得だけが增加するときに、総厚生が増大したと断定できるのはA・Bの所得がともにこの領域に入る場合だけである。

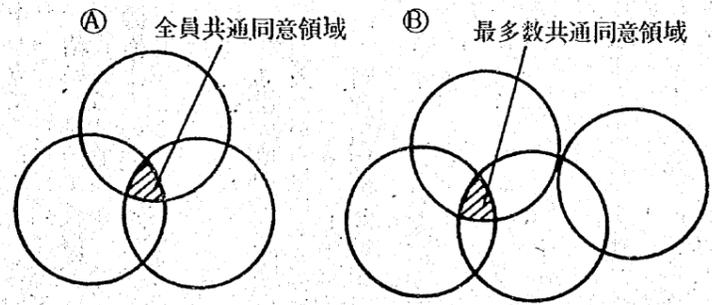
しかし、AとBの「折衷曲線」がそれぞれ第3図のようになっているときは、Aは a_2x 線の下側だけが上位の選好領域であり、Bの場合は b_2x の上側だけが上位の選好領域なので、AとBの「共通同意領域」はないということになってしまう。

しかし、このような「折衷曲線」というものは固定的なものではないから、一見、「共通同意領域」がないようにみえる場合も、それを作り出すことが可能である。たとえば、所得の増加が僅かな場合には「共通同意領域」がなくとも、所得の増加が大きい場合には「共通同意領域」が生ずることが考えられる。第3図の $a_2x b_2x$ 線はその場合を示している。

また、所得分配が不平等な社会で、その相対的地位に不満を持っている人々が多い社会では、総所得の増大が分配の不平等を悪化させるおそれがある場合に強く反対するだろう。だが、分配の平等化が進んでいて、相対所得の変化に敏感でない



第4図



第5図

ような社会では、若干の相対所得の悪化を伴う総所得増大政策が同意を得る可能性が強まる。つまり「共通同意領域」が広くなる。したがってこのようないことがあるとすれば、所得再分配による平等化は、「共通同意領域」を拡大するのに役立つといえる。第4図の x 点から y 点へのシフトによって「共通同意領域」が拡大する（新しい共通同意領域は $a_1y b_1y$ で示される）のはこうした可能性を示したものである。また、 y 点から z 点へのシフトは、より高い所得水準での同意の可能性を示すものである。
(Leibenstein: op. cit., pp. 304-305.)

しかし、所得平等化によって富者の相対的地位が低下すれば、その場合、富者は絶対所得に変化がなく

とも相対所得の低下に伴う不効用が生ずると申し立てるかもしれない。政策の遂行に当って、このような「アレナの正義」をどの程度考慮に入れるべきかという事は、結局、民主主義機構にもとづく社会的選択によって決せられる問題だといえよう。それに、社会的選択の場——民主主義機構——の発達によっても「同意領域」は拡大するものであることを想起すべきである。

*昔、ローマ時代にアレナの闘技場で三人のキリスト教徒が四匹のライオンと闘わされて、その餌食になった。ところがこれをみていたある者が四匹のライオンがいるのに、餌の人間は三人だから餌にありつけない一匹のライオンは気の毒であるといったという。

これまでAとBという二人だけの世界について同意領域の問題を考えたが、人数が多数になると同意領域ないし同意点にもいろいろな種類が考えられる。ライベンシュタインはこれを次の六つの種類に分けている。

- (1) 全員共通同意点 (universal consent points)
 - (2) 最多数者同意点 (maximal consent points)
 - (3) 過半数同意点 (majority consent points)
 - (4) 少数者同意点 (minority consent points)
 - (5) 共通選好点 (universal preference points)
 - (6) 過半数選好点 (majority preference points)
- (1) まず第一の全員共通同意点とは、成員のすべてが、共にその状態に移ることを同意するような点である。成員が三人であるとすれば、第5図④の斜線の部分が共通同意点である。
- (2) しかし、必ずしもすべての成員に共通する全員共通同意点があるとは限らない。たとえば第5図⑤のような場合、斜線の部分は三人の共通同意点であるが、成員が四人とすれば、この同意点は全員共通同意点ではなくて、最多数同意点である。

(3) 第三の過半数同意点とは、成員の過半数が以前の状態よりよいかまたは以前と同様だということに同意するような点である。

- (4) 少数者同意点とは、成員の少数者だけの同意点である。
- (5) 全員共通同意点がいくつかある場合、そのうち、成員のすべてが選好するような全員共通同意点を共通選好点と呼ぶ。
- (6) 次に過半数同意点がいくつかある場合、そのうち過半数によって選好される共通同意点を過半数選好同意点と呼ぶ。これらのうち、パレートの優位点* (Pareto Superior) に相当するのは「全員共通同意点」だけである。また、共通選好 (同意点) は大体において、パレートの最適点* (Pareto Optimal) に相当する。

* 成員のうちの少なくとも何人かが x よりも y を選好し、誰もが y よりも x を選好することがない場合、 y をパレートの優位点という。

** パレートの優位点のうち、それにまさるパレートの優位点がないようなパレートの優位点をパレートの最適点という。

民主主義的選択との関係 さて大分廻り道をしてしまったが、この辺で本論に戻って、民主主義的な選択と上述の同意点との関係を考えてみよう。先にも述べたように、さし当り、民主主義的選択とは非少数者決定原則だと解すると、民主主義的選択によって選ばれるのは、上述の過半数選好点だということがわかる。

ところで問題は、厚生経済学のパレートの基準に適合する「全員共通同意点」が、民主主義的選択基準に適合する「多数選好点」と両立しない場合があることである。

パレートの基準によれば成員のうちの一人でも、変化によって状態が悪化する場合は、その変化が成員全体の厚生水準を高めるかどうか判定できない。だから、結局、多数の者に有利になる変化でも少数者がその変化を拒否しようということになり、明らかにそれは少数者決定原則 (minority rule) となり、過半数原則に反する。「かくて、一般原則としては、パレートの選択は民主主義理論に反するようにみえると結論せねばならない。」(p. 311)

しかし、この結論は早急にすぎる。われわれは、一般原則としてのパレット選択と、民主的選択原理で選ばれたことをあ
る領域に適用する場合のパレット的選択とを区別しなくてはならない。パレット的選択は原理としては反民主的になること
がしばしばある。だが、パレット的選択が選択方法として好ましいと過半数によって認められることもある。その場合には
パレット的選択は、過半数原則と合致する。

また、パレット的厚生基準と、非少数者決定という意味での民主主義選択とのいずれかを選ばねばならないということ
はない。実際には妥協的折衷の道が考えられる。

ライベンシュタインは、そのような折衷の実例として次のような例をあげている。今ここに、自国でタバコを産しない国
が、シガレットか葉巻かいずれかのタバコを一定限度だけ（需要以下の額を）輸入しようとしているとする。そしてその国で
は投票権者の八十パーセントがシガレットの愛用者であり、二十パーセントが葉巻の愛用者だとする。このような場合、過
半数選好点を選ばれるものとすれば、その国はシガレットだけを輸入することになる。しかし、——人々の所得が同じで、
タバコ以外の生産物にたいする嗜好が同じ位だとすると——市場機構のもとでは輸入割当額の大半を八十パーセントがシガ
レットになり、二十パーセントが葉巻となる。このような割合で、シガレットと葉巻の両方を輸入することは、共通の同
意点となる。それは先に述べたような意味での過半数原則によって選ばれる結果とは異なるものであり、少数派（葉巻愛用
者）の要望にも答えている。

民主主義選択と消費者選択との関係　ライベンシュタインは、また、市場における消費者選択がどのような形でなされる
かを問題とする。そして完全競争市場では「全員共通同意点」が選択されることを明らかにする。この点は、政治面におい
て「過半数原則」が支配するのと対照的である。しかし、市場における消費者選択は「共通同意原則」によらないで「過半
数原則」によってなされることもある。それは、市場が狭い場合、少数者の嗜好に應じると費用が高つくからである。殊
に、費用削減産業の生産物が過半数によって選好される場合は、少数者の嗜好が無視される場合も少なくない。

四

さて以上のようなライベンシュタインの論は、厚生経済学と民主主義との結合を企てるわれわれの試みに多くの教訓を与
えてくれる。

殊にわれわれを反省させることは、厚生経済学というパレット的選択基準による政策選択が、非少数者決定原則という意
味での民主主義原則と両立しない場合があるということである。もしそうであるとすれば、パレット的厚生基準で判別しえ
ない場合に、多数決原理で決すればよいといったような安易なことはいえなくなる。

そこで、パレット的厚生基準と多数決原理が両立するようにするためには、成員間の同意領域をできる限り拡大すること
が必要になる。同意原則を拡大する可能性については先にも少し述べた。先の例では、たとえ相対所得が若干低下しても、
絶対所得の増大が大きければ、そのような変化をもたらす経済政策に同意するであろう。似たようなことは、多数者の選好
に合致したという生産物が費用削減産業である場合にもいえるはずである。この場合、少数者の嗜好する y という生産が
行なわれなくなれば、その少数者は大いに不満であり、自己の経済状態が悪化したと考えるだろう。しかし、多数者の選好
した x 生産物を集中的に大量に生産することにより、費用が著しく下がり、価格がずっと安くなれば、当初の価格では x 生
産物よりも y 生産物を選好した少数者も、新しい極めて安い価格なら、 y よりも x を選好するということが十分ありうる。
それに、こうして一旦大量生産とコスト・ダウンに成功すれば、やがては少数者の嗜好に合うようなものへ生産を拡大して
ゆくことが可能になる。こう考えると一見、パレット的「全員共通同意」基準に反する政策でも長期的にみれば、その基準
をみたし、かくて「過半数選好」と「全員共通同意」とが両立することになる場合が少なくないと思われる。しかし、こう

したことを少数派に納得させるためには、両者が討議したり、決定したことを守らせるような機構が必要になる。

共通領域を拡大させる第二の方法は、その社会の成員間に大きな利害対立を生じさせているような要因を除くことである。所得平等化がその一つの方法であることはライペンシュタインも指摘しているが、もう一つ大切な方法がある。それは、成員間の社会的地位の格差を是正することである。

共通領域拡大の方法として第三に、特に必要なことは、社会の成員のうち利害の対立しやすいグループが意見を交換し討議する場を多くすることである。今日の経済組織にはこのような場が極めて乏しいので、共通領域を狭くしてしまう結果になっている。だから必要なことは、経済組織に、そのような場を多く作ることである。産業民主主義を実現することもその一つであろう。

この問題と関連してわれわれが注目したいもう一つのこととは、政治面における選択と経済面における選択との関係である。政治面における選択の場は、議会等の政治機構であり、そこで行なわれる選択原理は、多数決原理を中心とする民主主義原則である。これにたいし、経済面での選択の場は市場であり、そこに支配する原則は——完全競争市場下では——「全員共通同意原則」であるとライペンシュタインは考えていると思われる。

しかし、ここに考えなくてはならないもう一つのことがある。それは経済面での社会的選択の場は市場機構だけではないということである。というのは、経済組織にも、政治面の民主主義機構と似たようなものを設けることが可能だからである。つまり、産業民主主義機構を作りさえすれば、その機構を通じても社会的選択をする道が開かれる*。もちろん、経済組織に適用される民主主義は政治的民主主義とは大分異なっている*。過半数決定が支配するというものもない。むしろ経済面での民主主義の意義は、——先にも少し触れたように——著しく利害の対立する人々ないしグループ（殊に労働者対使用者）の間の意見の交換や討議を通じて、「共通領域」を拡大することができるところにある。今日、労使間ないし労資間の「共通

領域」が極めて狭いのは、労働階級が、今日の資本主義制度下における地位に甚だしい不満を持っているからである。したがって、産業民主主義を押し進めることによって、労働階級の産業における地位を高めると同時に、労使間の協議の機会を多くすることは、二重の意味において、両者間の「共通領域」を拡大するのに役立つ。

* 経済面での社会的選択の場が、市場機構と産業民主主義機構と二つあるということは、「社会化と経済計画」一九六〇年刊（前掲）第一章において既に十分説明したから、参照されたい。

* * 両者の重要な相違については、cf. H. Clegg: *Industrial Democracy and Nationalization*, 1951.

このような形で経済面に、社会的選択の場が拡充されれば、社会的選択の結果が、社会の成員の意向をよりよく反映できるようになるであろう。また、利害の異なるグループ間の「同意領域」も拡大し、経済政策の遂行が円滑に行なわれるようになり。厚生経済学という社会的選択が真に行なわれるようになり、厚生経済学が実践的意義をもちうるのは、このような社会においてである。